

熊本県認定こども園等における教育の質の向上のための
研修支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上を図って子どもを安心して育てることができる環境を整備するため、教育の質の向上を目的とした認定こども園における研修、幼稚園・保育所等の教職員の合同研修及び幼稚園・保育所等の連携に係る研修を実施し、また、これらの研修に参加することを可能にする費用の補助を行う県内の市町村又は（一社）熊本県私立幼稚園連合会に対し、予算の範囲内において事業に要する経費の一部を補助することとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費、補助基準額及び補助率は次表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

対象経費	補助基準額	補助率
当該年度に要した認定こども園の教育の質の向上や、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、補助金、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等	研修参加教職員1人 当たり 6,250円	補助基準額と対象経費を比較して少ない方の額の1/2以内

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は次の各号のとおりとし、その様式は当該各号に定めるものとする。

- (1) 事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、他の補助

制度等により、現に当該事業の経費の一部の負担を受け、又は補助を受けている場合は補助の対象としないこと。

(交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げの期間)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとする場合は、事前に変更申請書(別記第5号様式)に次の書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業目的を変えない軽微な変更の場合はこの限りではない。

(1) 事業実施変更計画書(別記第2号様式)

(2) 変更収支予算書(別記第3号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定の通知は、補助金の変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告は別記第8号様式によって行うものとし、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(1) 事業実施報告書(別記第9号様式)

(2) 収支決算書(別記第10号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成30年11月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和元年（2019年）12月2日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和3年（2021年）3月31日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。